

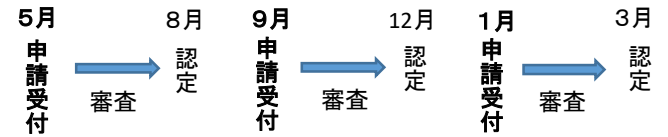
事業概要・目的

- 構造改革特区制度は、規制改革を通じて構造改革を加速させるとともに、地域においては規制の特例措置の活用を通じて地域の活性化に取り組んでいただくことを目的として、平成14年度に創設されたもの。
- 特例措置数：56件、認定計画数：440件

申請・認定の流れ

来年度は、令和4年9月、5年1月のみ行う予定

- 年3回の申請受付（5・9・1月）
- 申請内容について審査、関係省庁の同意を経て認定



特例措置の活用ベスト3

- ① **特定農業者による特定酒類の製造事業[どぶろく特区]（実現年度：平成15年度）**
農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米又は果実等を原料として酒類を製造する場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない特例
- ② **特産酒類の製造事業（実現年度：平成20年度）**
地域の特産物である農産物等を原料とした酒類を製造しようとする場合、当該酒類の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない又は引き下げる特例
- ③ **公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（実現年度：平成16年度）**
公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする特例【3歳以上は平成22年6月全国展開】



日本のふるさと再生特区（遠野市）



黒石りんごワイン産業活性化振興特区（黒石市）



地産地消で豊かな給食特区（清里町）

構造改革特区HP

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kouzou2/index.html>

お問合せ・連絡先

担当：野村、水田、池端、尾方、庄野

電話番号（直通）：03-5510-2466